

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

妹背牛町立妹背牛小学校 令和7年（2025年）6月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

妹背牛小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は別途配付資料
やHPを御覧下さい。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものです。そのような考えのもと、いじめがおきたときのやくそくを決めます。このやくそくをもとに友達どうして生まれたトラブルやいじめの問題を解決し、仲直りしていく力を身につけ、社会の中で、自立し、ねばり強く、たくましく生きていくことができる力を育てていきます。そのため、すべての子どもに対して、いじめに向かわせないための取り組みや、早く見つけ（気づき）、早く解決していくための進め方を決めます。そうすることで、子どもやその家族の人が、学校生活を安心して過ごしたり、いじめをさせないようにしたり、いじめに関係した人達の心のサポートにつなげていきます。

妹背牛小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

校長先生、教頭先生、生活指導の先生、保健の先生、学級担任の先生、スクールカウンセラーなどの先生方が「いじめ防止対策委員会」をつくり、必要ときに委員会を開きます。

また、先生方で心配な子どもの様子を話し合います。そうすることでいじめが起こる前に解決させたり、いじめを早く見つけ、解決させたりするなど全員の先生方でいじめをなくす取り組みをおこないます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

(1) 学校と保護者・地域が連携します 子どもとご家庭・学校がお互いに信頼し合えるように、学校はご家庭からの相談に対して家庭訪問や面談を行い、素早く誠実に対応します。

また、必要があれば、教育委員会や児童相談所などと連携して解決に向けて取り組みます。

(2) アンケートを行います 年3回のアンケートをもとに、子ども一人一人と話をし、思いをくみ取ります。

(3) 家庭学習のノートや日記を通して考えや気持ちをくみ取ります 休み時間や放課後の活動の中での様子に目を配ったり、家庭学習のノートや日記などから友達についての悩みを聞いたりして、思いをくみ取ります。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。保護者の皆様におかれましては、お気軽に相談願います。

連絡先 0164-32-2456（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
空知教育局教育相談電話（電 話）	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター